

「きたしんの投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」の改正について

当金庫では、令和5年7月3日より投信インターネットサービスの利用を開始するにあたり、「きたしんの投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」を下記の通り改正いたします。同規定の施行日は令和5年7月3日とします。

「きたしんの投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」新旧対照表

旧	新
「きたしんの投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」	「きたしんの投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」
1. ～ 3. (略)	1. ～ 3. (略)
4. (買付金額の引落し)	4. (買付金額の引落し)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 引落指定日は、毎月1日、5日、10日、15日、20日、または25日（つみたてNISAをご利用される場合は、25日を除きます。）とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。	(2) 引落指定日は、毎月1日、5日、10日、15日、20日、または25日（ <u>投信インターネットサービス以外</u> でつみたてNISAをご利用される場合は、25日を除きます。）とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。
(3) ～ (8) (略)	(3) ～ (8) (略)
5. ～ 11. (略)	5. ～ 11. (略)
以上	以上